

旭川市ホテル、旅館等に係る表示制度の実施に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月18日

旭川市消防長 小野田 実

旭川市ホテル、旅館等に係る表示制度の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル、旅館等の宿泊施設における防火・防災に係る安全対策の重要性に鑑み、消防法令及び建築基準法令に関する一定の基準に適合する宿泊施設について、その旨を表示する制度を設けることにより、利用者に対して防火・防災安全に関する情報提供を行うとともに、宿泊施設の関係者の防火・防災に対する認識を高め、もって、防火・防災に係る安全体制の確立を図ることを目的とする。

(表示制度の対象範囲)

第2条 消防法令及び建築基準法令に関する一定の基準に適合し、その旨を表示することができる宿泊施設（以下「表示対象物」という。）は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項イ及び（16）項イ（（5）項イの用途に供する部分が存するものに限る。以下同じ。）に掲げる防火対象物のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの（（16）項イの防火対象物については、（5）項イの用途に供する部分が3階以上の階に存するものに限る。）

(表示に係る申請手続)

第3条 消防長は、表示対象物の管理権原者（法第8条の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）からの申請に基づき、表示に係る審査を行うものとする。

- 2 前項の申請は、表示マーク交付（更新）申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて行うものとする。この場合において、法令等に基づき消防長等に提出済みの書類については、添付を省略することができる。

3 第1項の審査については、表示対象物適合確認判定表（別表第2）に基づくものとし、必要と認めるときは、当該消防職員に、法第4条又は第16条の5の立入検査と併せて現地検査を行わせるものとする。

4 検査担当者は、表示対象物適合伺書（様式第2号）により、現地検査等の結果を報告するものとする。

（表示マークの交付）

第4条 消防長は、前条の審査の結果、当該表示対象物が表示対象物適合基準に適合していると認めるときは、表示基準適合通知書（様式第3号）により、申請者に対し、その旨を通知するとともに、表示マーク（銀）（様式第4号）を交付するものとする。ただし、既に表示マークを交付している者からの申請に基づく審査の結果、継続して表示基準に適合していると認めるときは、この限りでない。

2 前項の表示マーク（銀）の有効期間は、交付日から1年間とする。

3 第1項の表示マークが3年間継続して交付され、申請により、継続して表示基準に適合していると認めるときは、表示マーク（銀）に替えて表示マーク（金）（様式第5号）を交付するものとする。

4 前項の表示マーク（金）の有効期間は、交付日から3年間とする。

5 申請者は、第1項又は第3項の表示マークを受領した場合は、表示マーク受領書（様式第6号）を提出するものとする。

（表示マークの掲出等）

第5条 表示マークの交付を受けた者は、表示対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

（表示基準不適合通知）

第6条 消防長は、第3条の審査の結果、当該表示対象物が表示対象物適合基準に適合していないと認めるときは、表示基準不適合通知書（様式第7号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日から1年間は、第3条第1項の申請を行うことができない。

（表示マークの返還）

第7条 消防長は、表示マークを交付した表示対象物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マーク返還請求書（様式第8号）により、期限を定めて交付した表示マークの返還

を求めなければならない。

- (1) 表示マークの有効期間が経過し、交付又は更新に係る申請が行われない場合
- (2) 表示対象物適合基準に適合しない事実が現にある場合
- (3) 火災が発生し、その原因が防火対象物の関係者の瑕疵若しくは重大な過失によるものである場合、又は火災発生時において適確な自衛消防活動が実施されていない事実が認められる場合
- (4) ホームページ等への表示マークの使用に際し、配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

2 前項の返還を求められた者は、消防長が求める期限までに、表示マークを返還し、及びホームページ等における電子データの表示マークの使用を中止しなければならない。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる事項に該当することにより表示マークを返還した者は、当該返還の日から1年間は、第3条第1項の申請を行うことはできない。

4 表示マークを交付した表示対象物の管理権原者に変更があったときは、当該変更前の管理権原者は、直ちに、表示マークを返還し、及びホームページ等における電子データの表示マークの使用を中止しなければならない。

(表示マーク交付台帳の作成)

第8条 消防長は、表示マークの交付等に関し、表示マーク交付台帳（様式第9号）に必要事項を記載するものとする。

(特定行政庁との連携)

第9条 消防長は、表示対象物適合基準に掲げる項目のうち、建築構造等に関する事項について、当該表示対象物の住所を管轄する特定行政庁に対し、照会し、又は協力を求めることができるものとする。

2 消防長は、特定行政庁に対し、表示マークの交付に係る情報を提供することができるものとする。

(表示マーク交付対象物の公表)

第10条 消防長は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により、表示マークを交付した表示対象物の情報を公表することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成26年8月1日から適用する。

(旭川市防火自主点検報告表示要綱の廃止)

- 2 旭川市防火自主点検報告表示要綱（旭川市消防本部庁達第22号）は、廃止する。

(旭川市防火自主点検報告表示要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行前において、旭川市防火自主点検報告表示要綱に基づき行われた点検基準適合表示については、第5条の規定が適用されるまでの間においては、当該表示を行うことができる。ただし、直近に実施した点検日から1年間の期間を経過した場合には、これを行うことができない。